

羽曳野市果樹特産品苗木購入費補助金交付要綱

制 定 令和 8 年 6 月 1 9 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ぶどう又はいちじく(以下「特産品」という。)を生産する者の経営基盤の強化及び特産品の生産量の向上を図るため、特産品の植栽を行う者に対し、予算の範囲内において羽曳野市果樹特産品苗木購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、羽曳野市補助金交付規則(昭和 58 年羽曳野市規則第 13 号。以下「規則」という。)第 14 条及び附則第 3 項の規定による特例を定めるほか、規則に定めのない事項を定めるものとする。

(補助の対象事業)

第 2 条 補助金の対象事業は、特産品に係る苗木の購入及び購入した苗木の植栽(以下「補助事業」という。)とする。

(補助の対象経費)

第 3 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は特産品に係る苗木の購入に要する費用(運搬費その他の費用を除く。)とする。

(補助金の額等)

第 4 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、50,000 円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の者につき同一年度内において 1 回を限度とする。

(交付対象者)

第 5 条 補助金の交付の対象者は、本市内で農業を営むものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業経営基盤強化促進法(昭和 55 年法律第 65 号)第 12 条第 1 項の認定を受けている者
- (2) 農業経営基盤強化促進法第 14 条の 4 第 1 項の認定を受けている者
- (3) 大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例第 11 条第 1 項の認定を受けている者
- (4) 個人であって、次条の規定による申請があった日の属する年の前年における農

産物の販売金額又は同年以前 3 年の各年の農産物の販売金額の合計額を 3 で除して得た額が 500,000 円以上であるもの

(5) 法人であって、直近に終了した事業年度における農産物の販売金額が 500,000 円以上であるもの

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは羽曳野市暴力団排除条例(平成 24 年羽曳野市条例第 17 号)第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当すると認められる場合は、補助金を交付しない。
(申請書類に関する特例)

第 6 条 規則第 5 条の規定により提出すべき書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 羽曳野市果樹特産品苗木購入費補助金交付申請書(様式第 1 号)
- (2) 事業計画書(様式第 2 号)
- (3) 前条第 1 項各号に該当することを確認できる書面
- (4) 補助対象経費を確認できる書面
- (5) 植栽を行おうとする場所の位置図
- (6) 前各号に掲げる書面のほか、市長が必要と認める書面

(補助金の交付の条件)

第 7 条 市長は、規則第 6 条第 1 項の規定による決定(以下「交付決定」という。)をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けると。
- (2) 補助事業を中止する場合は、その旨を市長に届け出ること。
- (3) 補助事業が第 5 号の期日までに完了しない場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (4) 本市の区域内において、苗木の植栽を行うこと。
- (5) 第 6 条の規定による補助金の交付の申請があった日が属する年度の 3 月 10 日までに苗木の植栽を行うこと。
- (6) 補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して 2 年間は、補助対象経費に係る苗木を廃棄しないこと。ただし、天災、病虫害その他やむを得ない事由により当該苗木の維持が困難となった場合は、この限りでない。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(補助金の変更交付申請等)

第 8 条 交付決定を受けた申請者(以下「被交付決定者」という。)は前条第 1 号の市長の承認を受けようとするときは、羽曳野市果樹特産品苗木購入費補助金変更交付申請書(様式第 3 号)に第 6 条第 1 項各号に掲げる書面(変更があったものに限る。)を添えて市長に提出しなければならない。

2 被交付決定者は前条第 2 号の届出をするときは、羽曳野市果樹特産品苗木購入費補助金中止届出書(様式第 4 号)を提出しなければならない。

(実績報告)

第 9 条 被交付決定者は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過する日又は羽曳野市果樹特産品苗木購入費補助金交付申請書を市長に提出した日の属する年度の 3 月 20 日のいずれか早い日までに、規則第 10 条に規定する書面のほか、次に掲げる書面を市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費の支払いの事実を証する書面

(2) 植栽を行ったことが確認できる写真

(3) 前 2 号に掲げる書面のほか、市長が必要と認める書面

(補助金額の確定等)

第 10 条 市長は、前条の規定による提出を受けたときは、書面の内容の審査その他必要な調査をし、補助金を交付することを適当と認めた場合は、交付すべき補助金の額を確定し、羽曳野市果樹特産品苗木購入費補助金確定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた被交付決定者は、補助金の交付を請求するときは、羽曳野市果樹特産品苗木購入費補助金交付請求書(様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

(補則)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な細則は、土木部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。